

平成25年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第9666号 債務不存在確認請求事件

口頭弁論終結日 平成25年8月19日

判 決

愛知県豊田市貝津町床立101 ~~中部~~^{中京}大学工学部情報工学科

原 告 中部アカデミックネットワーク

同 代 表 者 鈴木 常 彦

東京都千代田区内神田3丁目6番2号

被 告 一般社団法人日本ネットワーク

インフォメーションセンター

同代表者代表理事 後 藤 滋 樹

同訴訟代理人弁護士 永 野 剛 志

同 千 葉 克 彦

同 木 田 翔 一 郎

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

原告の被告に対する平成17年3月22日付AS番号割り当て契約に基づく維持料支払債務が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要

本件は、被告との間で、AS番号割り当て契約を締結した原告が、被告が規約変更を行って維持料の支払債務を定めたことは、一方的な契約内容の変更で、無効であると主張して、原告に維持料支払債務が存在しないことの確認を求めた事案である。

1 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いが無いが、証拠及び弁論の全趣旨によりこれを認めることができる。）

(1) 原告

原告は、産学連携地域ネットワークの構築を目指すことをその目的として設立された権利能力なき社団である（甲6ないし8）。

(2) 被告

被告は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人である。

1980年代後半当時、日本においては、インターネットの資源の登録管理・分配は、ボランティアによって事実上行われていたが、インターネットユーザのニーズに対応するため、各ネットワーク団体の協力のもと、平成3年、被告の前身であるJNICが発足し、インターネット資源の登録管理・分配を行うことになった。JNICは、平成5年、ネットワーク運営団体を会員とする任意団体JPNICに改組され、インターネット資源の管理団体としての組織強化を図り、平成9年、社団法人となり、平成25年4月1日、一般社団法人へ移行し、現在に至っている。

被告においては、正会員、賛助会員、名誉会員の3種類の会員が存在するが、このうち、法人法上の「社員」は正会員のみであり、平成25年6月6日現在の会員数は153である（乙18ないし20）。

被告においては、一般社団法人移行前から、すべての正会員をもって総会が構成され、総会は、理事・監事の選任・解任、貸借対照表・損益計算書の承認、被告の運営に関する重要な事項として理事会において総会に付議した事項の議決など、被告における意思決定機関としての権限を有しており、こ

の総会が法人法上の「社員総会」に該当する（乙18，19）。

(3) AS番号

ア AS番号とは、インターネット内に存する自律したネットワークに対し、その識別・管理のため与えられる番号である。

インターネットを使った通信においては、通信を行うパケットのあて先とあて先までの到達経路を正確に把握し、維持していく必要がある。世界規模のインターネットにおいて、このパケットのあて先と到達経路を正確に把握し維持していくための主な通信技術であるBGPによる経路制御を行うために、上記の自律したネットワークごとにインターネットの世界で唯一のAS番号が与えられるものであり、原告の有するAS番号7520は全世界で1つしか存しない。

イ 日本において、AS番号の発行・管理を行っている唯一の機関が被告である。被告は、NIR（国別インターネットレジストリ）として、日本国内におけるIPアドレスやAS番号などのインターネット資源の登録管理・分配業務を行っている。

被告とインターネット資源の分配先組織との関係は、資源の分配に関する契約に基づくものである。このうち、IPアドレス及びAS番号の登録管理・分配やその契約の仕組みは概略以下のとおりである。

(ア) IPアドレスについて

IPアドレスは、全世界のIPアドレスの管理を行うIANA（ICANN）を頂点として、インターネットレジストリ（インターネット資源の登録管理・分配を行う組織）によって、階層的な登録・分配が行われている。IANAの配下にはRIR（地域インターネットレジストリ）があり、アジア太平洋地域のRIRはAPNICである。被告は、APNICから委任を受けて、NIRとして日本国内におけるIPアドレスの登録管理・分配業務を行っている。

このような階層的な登録管理・分配の枠組みが取られている理由としては、インターネットの通信において、IPアドレスは、一意性を保つ必要があること、及び、インターネットの通信の安定性を維持するために、IPアドレスを集約して利用することが求められるため、これらを効率的に実現することが挙げられる。これらの枠組みについては、世界的にほぼ同一のルールが定められている。

被告におけるIPアドレスの分配は、被告とエンドユーザとの間で直接割り当てがなされることもあるが、エンドユーザが必要とするIPアドレスの数はそれほど多くないことが普通であるため、通常、被告から割り振りを受けたLIR（ローカルインターネットレジストリ）である「IPアドレス管理指定事業者」が、エンドユーザに対する割り当てを実施している。

(イ) AS番号について

AS番号についても、その一意性の担保及びインターネットの安定運用のため、資源活用の効率化は必要であることから、IPアドレスと同様に、階層的な登録管理・分配の枠組みが妥当し、被告は、APNICの配下において、AS番号の登録管理・分配業務を行っている。

しかし、AS番号は、IPアドレスがインターネットユーザに必要な不可欠な資源であることと比べると、その用途や需要者層は限定的であり、割り当てを必要とするエンドユーザの絶対数が少ないため、被告は、指定事業者を介さず、エンドユーザに対して直接割り当てる形を採用している。また、被告とエンドユーザとの間の契約においては、正確で効率的な経路制御実現のため、一定の技術的能力・要件を備えることを要求している。

(4) 本件割り当て契約

東海地域ハブ研究会（以下「東海地域ハブ」という。）は、平成9年頃、

被告の前身であった社団法人 J P N I C に対し、A S 番号の割り当てを申請し、A S 番号 7 5 2 0 の割り当てを受けた。

平成 1 7 年 3 月 2 2 日、原告が、東海地域ハブから A S 番号 7 5 2 0 の譲渡を受け、被告がこれを承認する形で、原告と被告間の A S 番号割り当て契約（以下「本件契約」という。）が成立した。

原告は、同日、被告に対し、「A S 番号割り当てに関する確認書」（以下「本件確認書」という。）に署名捺印して差し入れた。本件確認書には、原告が「A S 番号割り当て規約」および「J P N I C の I P アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」などの技術文書群を遵守する旨が記載されている（甲 1）。

(5) A S 番号割り当て規約

本件契約成立当時、A S 番号の割り当てに際して遵守すべき規約として「A S 番号割り当て規約」（以下、この規約を「本件規約」といい、平成 1 7 年当時の規約を「変更前の本件規約」といい、後記(6)の変更後の本件規約を「変更後の本件規約」という。）が定められていた（甲 2、乙 1）。

変更前の本件規約には、A S 番号の被割り当て者が A S 番号維持料を支払う旨の規定はなかった。

他方、変更前の本件規約第 1 0 条には以下の規定がある。

- ① 当センター（被告）は、事前の通知なく、本規約を変更または新たに定めることができる。
- ② 前項の場合、当センター（被告）は、少なくとも 1 か月以上の期間において施行期日を定めるものとし、当センターの W e b 上において、変更または新たに定める内容および施行期日を公示するものとする。ただし緊急を要する場合はこの限りではない。
- ③ ①の場合には、被割り当て者は、変更または新たに定められた内容に基づいて A S 番号を使用するものとする。

(6) 本件規約の変更

被告は、概略、以下のような手続を経て、本件規約を変更して、平成23年9月1日、変更後の本件規約を公示し、同年10月3日より施行した。なお、被告は、原告に対しても、同年9月20日付けで、変更後の本件規約を送付した(乙1, 2, 15, 16)。

ア 被告は、平成22年よりAS番号の料金体系(歴史的PIアドレス(アドレス節約技術の1つであるCIDR導入以前に、プロバイダなどを介さずに、IPアドレス割り当て機関から直接各組織に割り当てられたIPアドレスのこと)やIPアドレスの料金体系を含む。)の見直しを開始し、同年4月20日、歴史的PIアドレスやAS番号の割り当て先組織に対して、電子メールで料金体系の見直しに関する意見募集を実施した。

被告は、この料金体系の見直しについての説明及び意見収集のため、同年6月2日、同月4日及び同月8日に、歴史的PIアドレス及びAS番号の割り当て先組織を対象とした説明会を開催し、会場の音声及び映像については中継を行い、広く一般に公開した。なお、原告代表者も、同月2日の説明会に出席した。

同月18日開催の被告の第41回総会においても、IPアドレス等料金体系改定の件は審議されたが、慎重を期して議題を撤回し、次回総会において再度審議を行うこととした。

被告は、同年10月26日及び同月28日、再度検討を行った料金体系の説明会を開催し、同様に会場の音声及び映像の中継を行った。

同年12月10日開催の被告の第42回総会においては、同総会でのIPアドレス等料金体系改定の議案提出を見送ること、及び、料金体系改定の検討状況が報告された。

イ 被告は、平成23年1月24日から「歴史的PIアドレスおよびAS番号利用に関するご意向確認とご回答のお願い」として、歴史的PIアドレ

ス及びAS番号割り当て組織に対し、費用負担が発生した場合に対応方針の確認のため、書面を送付すると共に電子メールで通知し、各割り当て先組織の利用意向の調査を行い、1435件の回答を得た(乙25)。

ウ 被告は、割り当て先組織からの利用意向の調査結果を踏まえ、同年4月28日に最新の料金体系案を一般に公開し、同年5月20日まで割り当て先組織から意見募集を行い、同年6月16日開催の被告の第44回総会において、料金体系改定の審議が行われ、出席正会員の議決権総数の過半数の賛成をもって可決された。

エ 被告は、同年9月1日、変更後の本件規約を公示し、同年10月3日より施行した。

(7) 被告から原告に対する維持料の請求

変更後の本件規約によると、平成23年10月3日現在において割り当てられているAS番号及びIPアドレスに対して、平成24年度以降年間一定額の維持料を支払わなければならない旨規定されている。

被告は、原告に対し、原告の保有するAS番号についての年間維持料を知らせる文書を送付し、維持料を支払うよう督促を行った(甲4の1及び2)。

被告が原告に対して請求している維持料の金額は、平成24年度は年額2万6250円(消費税込)、平成25年度は年額3万9375円、平成26年度以降は年額5万2500円である(甲5)。

原告は、これらを支払っていない。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

本件の争点は、原告が、変更後の本件規約に基づいて、被告に対してAS番号について維持料の支払義務を負うか否かである。

【原告の主張】

(1) 契約当事者は、契約内容を変更する旨の新たな合意をしない限り、契約締結時の契約内容に拘束される。これは私的自治の原則から現行法上当然に認

められる権利義務状態である。この大原則に反し、規約作成者たる被告のみに、規約内容、すなわち契約内容を変更する権利を認める条項は、一方的に契約内容の変更を受ける原告の契約上の地位を著しく不安定にし、また、原告に一方的に不利益を課すものであるから、本件規約第10条は、信義則や、契約法の基本原則に反して無効である。

(2) 被告の請求する維持料は、原告に対し、本件契約締結当時には存在しなかった新たな負担を課すものであり、また、維持料の負担の有無は、契約の根幹である「対価」に関する事項であり、まさに契約の核心部分である。このような部分についてまで、被告により一方的に変更され、契約締結時には存在しなかった対価の負担を甘受しなければならないとするならば、原告の地位は著しく不安定なものとなることは明らかである。したがって、被告が本件規約第10条により、本件規約を変更し、原告に契約の根幹である対価たる維持料の請求をすることは許されない。

(3) 被告は、平成24年度は年額2万6250円、平成25年度は年額3万9375円、平成26年度以降は5万2500円という高額な維持料の支払を請求している。しかし、AS番号は、登録料として被告に1万0500円を支払い、被告からその割り当てを受けた以降は、被告は、どのAS番号を誰に割り当てたのかを名簿として管理するのみであり、被告から被割り当て者に対して、何らかのサービス提供があるものではない。これは、平成17年から現在に至るまで変わらず、今後も同様である。被告の業務は、登録が完了すれば、その後に発生する性質のものではなく、初期の登録料では賄えないような追加費用を要することはあり得ない。原告に維持料を請求する必要はなく、原告は、被告からサービスの提供はもちろん、文書や電話といった連絡も全くないのに、年間2万6250円から5万2500円という高額な維持料を支払わなければならない理由はない。

AS番号は公共的なものであり、被告はAS番号についての権利者でも開

発者でもないのに、AS番号をわがものであるかのように振る舞い、原告などAS番号保有者の同意も承諾もなしに、一方的にAS番号に対して、税金や上納金のように高額な維持料を請求することは、契約法の原理に反するのみならず、明らかに公序良俗に反する。

(4) 東海地域ハブがAS番号の割り当てを受けた時点はもちろん、本件契約締結時点においても、将来AS番号の維持料が発生する旨の予告や議論は全くなされていない。また、新規の割り当てや登録事項の変更であれば被告に一定の工数が発生するが、単に割り当てられたAS番号をそのまま維持していることに被告に手間が発生するわけではないことから、原告は、被告から維持料が請求されることを、当時全く予想できなかった。たとえ、本件規約第10条に基づき、一定範囲の規約の一方的な変更が認められるとしても、民法の私的自治の原則に照らせば、契約の相手方にとって合理的に予測可能な範囲を超えた変更は認められない。よって、原告にとって全く予測不可能であった維持料の課金についての規約変更は、原告にとって法的拘束力を有しない。

(5) 被告の規約変更手続が適正に行われたとしても、被告の社員ではなく単なる契約の相手方である原告には無関係な事情であり、それをもって、被告が一方的に契約を変更して、維持料支払債務を負担させることはできない。

【被告の主張】

(1) AS番号の維持料導入は必要かつ相当であり適正に行われたものである。
ア AS番号については、被告がAS番号割り当て業務を担うようになってから、平成14年に申請手数料を導入した以外には、割り当て先組織から継続的なAS番号維持管理にかかる費用の支払を受けてこなかった。しかし、AS番号についてはIPアドレスと同様、インターネット上の適切な経路交換のために、データベースの登録により適切に維持していく必要があった。この点、AS番号についても、IPアドレスと同様に、データベ

ースの登録によってその一意性を保つことになるため、当該データベースの維持管理にかかる費用は、公平性の観点から、AS番号の割り当て先組織にも負担してもらう必要が生じていた。上記データベースの維持管理についての費用は年々かかるものであって、原告が主張するように、割り当て時に登録すれば、その後の作業は不要であり、追加費用が発生しないなどという事実は存在しない。

イ 被告においては、AS番号割り当て先組織に対して、継続的な維持管理にかかる費用として、年間5万2500円（消費税込）のAS番号維持料を課すこととした（なお、導入開始から2年間は、経過措置として割引措置を講じ、平成24年度は年間2万6250円、平成25年度は年間3万9375円としている。）が、この金額は、IPアドレス維持料における最低料金額と同額としている。なお、世界に五つある地域インターネットレジストリの1つであり、アジア太平洋地域を受け持っているAPNICは、同地域におけるIPアドレスやAS番号の割り当て・管理を行っているが、APNICにおいても、毎年1回、AS番号のみを保有する組織に対して、675AUD（約6万5000円）を課しており、被告における上記のAS番号維持料の金額は、APNICの料金体系にも沿う形で設定されている。

ウ 被告は、前記前提事実記載のとおりの手続を経て、本件規約を変更したものであって、本件規約に定められた変更手続を遵守するのみならず、割り当て先組織に対して十分に説明をし、その意向調査を行い、そこで得られた意向や情報を踏まえると共に、料金体系の改定に関する意見の募集もした上、検討開始から1年以上の期間をかけて本件規約を変更したのである。

(2) 原告は、本件契約に際して本件確認書を提出しており、これにより、AS番号を返却するまでは、規約に定める手続にしたがって、必要に応じて変更・

新設される、その時々の本件規約を遵守する義務があることが契約の内容になっているものである。

本件規約第10条によれば、被告は、原告の同意の有無にかかわらず、本件規約を変更する契約上の権利を有する。

原告は、本件規約第10条は、信義則に反し無効である旨主張するが、強行法規または公序良俗に反しない限り、契約の内容は、当事者が自由に決定することができるのであるから、原告は本件規約を遵守することに同意して被告との間の本件契約を締結している以上、同条は有効であり、法的拘束力を有する。

また、本件規約の変更は、被告の会員により構成される総会において承認を受けた上、本件規約に定める手続を履践して行われるものであるから、原告が主張するような、被告による一方的な規約内容の変更などはそもそも認められておらず、また、原告の契約上の地位を著しく不安定にするものでもない。加えて、インターネット上のコミュニティにおいては、ルールやポリシーの制定・変更にあたり、多様な利害関係者に意向や意見を募り、それらをフィードバックしたうえで、制定・変更を決するプロセスに進むことが通常である。被告においても、本件規約に明示的には規定されていないものの、こうした手続を実際に履践しているのであって、原告もその手続に参加していたのであるから、被告による一方的な規約変更といった事実も、また、原告の契約上の地位が著しく不安定になり、一方的に不利益を課されているといった事実も存在しない。

そして、被告は、平成23年6月16日開催の第44回総会において、料金体系の改定につき、出席正会員の議決権総数の過半数の賛成による承認を得たが、この総会による承認は、当時の被告の定款の定めに基づくものである。被告の総会の承認は、本件規約第10条に基づく、料金体系の改定のための規約変更手続の適正性及び料金改定内容の合理性を十分に担保してい

る。

(3) また、原告は、契約の核心部分である対価に相当する維持料について、被告が一方的に本件規約を変更して、原告に対して請求することは許されない旨主張する。しかしながら、前述のとおり、被告による本件規約の一方的な変更の事実は存在しないし、A S 番号の維持料の導入は必要かつ相当であつて、適正な手続のもとに行われたのであるから、原告は、A S 番号の割り当て先組織として、維持料を支払う契約上の義務を負っている。

第3 裁判所の判断

1 前記前提事実(4)及び(5)記載のとおり、本件契約に際して、原告は本件確認書を提出し、割り当てを受けているA S 番号について、これを返却するまで本件規約等を遵守する旨確認しており、本件規約の内容は、本件契約の一部となっているところ、本件規約第10条には、被告が、事前の通知なく、本件規約を変更または新たに定めることができる旨定められている。

そして、前記前提事実(6)によれば、被告は、平成23年6月16日開催の第44回総会において、本件規約の変更を決議し、同年9月1日、これを公示し、それから1か月以上を経た同年10月3日より施行したことが認められ、これは、本件規約第10条の定める手続に従ったものであると認められる。

2 原告は、本件規約第10条は、契約当事者は、契約内容を変更する旨の新たな合意をしない限り、契約締結時の契約内容に拘束されるという契約法上の原則に反し、また、一方的に契約内容の変更を受ける原告の契約上の地位を著しく不安定にするものであるから、信義則や、契約法の基本原則に反して無効である旨主張する。

しかしながら、契約については基本的には当事者間での合意によりこれを自由に定めることができるのであつて、契約締結後に、一方当事者がこれを変更する権利を有する旨契約に定めたとしても、これが直ちに、信義則や契約法上の原則に反して、無効であるということとはできない。

3 また、前記前提事実及び後記(1)ないし(3)の事実（証拠及び弁論の全趣旨により認められる。）に照らすと、被告の主張するように、本件規約変更の必要性、変更内容についての相当性、手続が適正に行われたことが認められ、これに加えて、被告において、A S 番号の被割り当て者に対する維持料の請求について、一律の基準に基づいて取り扱う要請は高く、個別の同意ではなく、規約の変更により対応する必要性があると認められること、年間維持料の負担が求められるのは平成24年度以降であったから、原告が、本件規約変更後、今後年間維持料を支払って本件契約を継続するのか、その前にA S 番号を返還して本件契約を終了させるのかを検討する期間も十分あったことに照らすと、本件規約第10条に基づいて本件規約を変更し、原告に対して、年間維持料の請求をすることが、信義則に反するとか公序良俗に違反するものであるということとはできない。

(1) 被告は、平成17年に、「クラスBまたはクラスCのIPアドレス（歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス）およびA S 番号の登録情報における認証強化について」という告知を行い、登録情報の認証強化および割り当て先組織の明確化に関する手続を開始した（乙4）。この手続の一環として、被告は本件規約等を整備するとともに、A S 番号の割り当て契約に関しては、本件確認書と同じ書式の確認書（乙6）を被告に提出した組織との間で契約を締結することとし、原告との間でも、これにしたがって本件契約が締結された。

(2) 被告においては、A S 番号の、被割り当て先から、平成14年6月14日以降、申請手数料として1万0500円（消費税込）を受領することとした（乙3）以外に、継続的な費用の支払いを受けて来なかったが、A S 番号についても、インターネット上での適正な経路交換のために、IPアドレスと同様にデータベース登録情報を適切に維持する費用があった。そのため、被告において、A S 番号と同様に、継続的な費用の支払いを受けていなかった

歴史的P Iアドレスについても、費用の負担を求める方向で検討を始め、前記前提事実(6)記載の経路を経て、本件規約を変更した。

(3) 変更後の本件規約によって、被告に請求されるA S番号の年間維持料の金額は、被告の上位にあたる地域インターネットレジストリであるA P N I C のおいて定めている課金の金額の水準と概ね同様である。また、A S番号の年間維持料の負担は、本件規約の変更後の平成24年度から始まり、平成24年度は50%、平成25年度は25%の減額措置が定められている(甲2、甲3、乙2)。

4 原告は、A S番号についての維持料は本件契約締結時には存在しなかったもので、原告に新たな負担を課すものであり、また、維持料の負担の有無は、契約の根幹である「対価」に関する、本件契約の核心部分であるから、このような部分についてまで、被告により一方的に変更されることは許されない旨主張する。

確かに、本件規約の変更によりA S番号の維持料が導入されたことは、本件契約締結時には存在しなかった負担を、本件規約の変更後課すことになるものである。しかしながら、本件契約においては、原告が、割り当てられたA S番号を使用できることは、契約の根幹にかかわるものであるとしても、これについて、当初の登録料の負担のみでその後無償で使用できることが契約の核心部分であるとはいえない(本件契約締結時に存した「A S番号割り当て/変更/返却申請手続きについて」と題する書面(乙3)には、「手数料は申請時にのみ必要となり、返却申請に関する手数料や年間維持料などの費用は、現状では発生しません。」と記載されており、この記載によれば、年間維持料などの費用が将来的に発生しうることが読み取れる。)。これに加え、前述のとおり、本件規約の変更について必要性、相当性が認められることを考慮すると、本件規約の変更によって、原告にA S番号の年間維持料を負担させることが許されないとは言い難い。

また、原告は、被告はA S番号について、割り当てをした後は名簿として管理するのみで、被割り当て者に対してサービスを提供するわけではないこと、被告はA S番号の権利者でもないことから、被告が原告に対して高額な維持料を請求することは不当であり、公序良俗に反する旨主張する。

しかしながら、A S番号については、その一意性の担保及びインターネットの安定運用のため、データベースの作成をするなど、その維持・管理について被告に一定の負担が生じるものと認められるし、また、A S番号の被割り当て者は、被告において維持・管理を行うことによって、A S番号を利用することができるという利益を得ているのであるから、被告がA S番号の被割り当て者に対して維持料を請求することが不当であるとはいえないし、年間維持料の金額についても、被告において、前記前提事実(6)の手続を経て、利用者の意見を聞いた上で、定められたものであることや、被告の上部組織であるA P N I Cが請求している維持料の金額と同水準のものであることに照らすと、高額に過ぎて不当であるということとはできない。

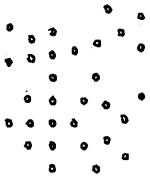
さらに、原告は、本件契約締結時において、A S番号の維持料が発生することが予測不可能であったことから、維持料の課金についての規約変更は、原告にとって法的拘束力を有しない旨主張するが、前記のとおり、A S番号の維持について、被告に費用が発生しないということとはできず、原告において、A S番号について年間維持料等の課金があり得ることは予測可能なことであって、原告の主張を採用することはできない。

- 5 以上によれば、被告による本件規約の変更は無効とは言えず、被告が変更後の本件規約に基づいて、年間維持料を請求することが許されないということもできない。

よって、原告の請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁判官 武藤真紀子



これは正本である。

平成 25 年 10 月 21 日

東京地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 本 瀬 淳 子

